

第1章 計画策定について

1 計画の基本的事項

(1) 策定の背景・趣旨

新発田市では、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、「新発田市特定健康診査・特定保健指導実施計画」（平成20年度～平成24年度）及び「第2期新発田市特定健康診査・特定保健指導実施計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査、特定保健指導を実施してきました。

また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針が改正されたことを受け、「新発田市データヘルス計画」（平成27年度～平成29年度）を策定し、保健事業を実施してきました。

平成30年度からは、2つの計画を一体化し、「第3期新発田市特定健康診査・特定保健指導実施計画及び第2期新発田市データヘルス計画」（平成30年度～令和5年度）として、評価や見直しを行いながら、効果的な保健事業の実施のため取り組んできました。

平成30年4月には、都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、国では第3期データヘルス計画の策定に向け、共通の指標で保健事業を評価し、効果的な知見を抽出することで、保健事業の質の向上が図れるとしていることから、新潟県においても共通の評価指標を設定することになりました。

こうした背景を踏まえ、新発田市国民健康保険では、「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「第4期特定健康診査等実施計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「本計画」という。）は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者がさらなる効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものです。

本計画は、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、保健事業の中核となる「第4期特定健康診査等実施計画」と一体的なものとし、関連する「健康にいがた21」や「新発田市健康長寿アクティブプラン」、「新発田市健康づくり計画」等と整合を図ります。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

また、計画開始後3年目となる令和8年度に中間評価を実施し、令和11年度には最終評価を行います。

第2期計画	第3期計画					
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
前計画期間 →	本計画期間 →					
最終評価 →			中間評価 →			最終評価 →
本計画策定 →						次計画策定 →

3 実施体制・関係者等との連携

○庁内連携

本計画に定める事業は、保険年金課、健康推進課、高齢福祉課が中心となり、関係部署との十分な連携のもと、実施します。

また、計画期間を通じてPDCAサイクルに沿った確実な計画運用ができるよう、担当者などの業務をマニュアル化する等により明確化・標準化するとともに、担当者が異動する際には経過等を含めて確実に引継ぎを行います。

○外部有識者等との連携

保健または医療に係る専門職種の方（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、保健師等）や新潟県の担当職員が構成員に含まれている「新発田市国民健康保険保健事業等推進委員会」において、意見聴取を行います。